

土木部河川港湾局”砂防課”からのお知らせ

平成30年3月23日



土砂災害警戒区域等の指定について



1 土砂災害警戒区域等の指定とは？

土砂災害警戒区域等は、土砂災害防止法に基づき、土砂災害のおそれがある区域として知事が指定するもので、同区域に指定されると警戒避難体制の整備が行われるほか、住宅等の新規立地に一定の規制がかかります。

2 指定の方針

本県では、平成26年の広島土砂災害を受け、同年9月、「土砂災害危険箇所のうち、保全人家5戸以上で砂防堰堤がないなど、早めの避難につながるソフト対策の緊急性が高い2,358箇所は、29年度末までに土砂災害警戒区域等の指定を完了させる」との方針を公表しました。

3 指定の完了

詳細調査の結果、当該箇所数は、新たに危険箇所となったものも含め2,500箇所となりましたが、地元の同意を得た2,496箇所の指定を、平成30年3月16日に完了しました。

問合せ先

愛媛県 土木部 河川港湾局 砂防課

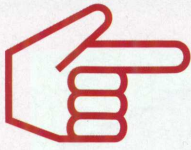
担当 白石（内線4396） 久保（内線4404）

〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2

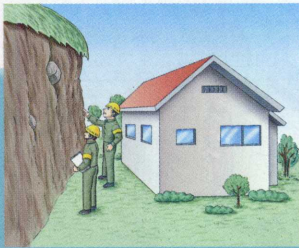
TEL：089-912-2700 FAX：089-941-5887

土砂災害防止法とは

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律



土砂災害（がけ崩れ、土石流、地滑り）から住民の生命を守るために、土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の行為の制限を行うもので、平成13年4月に施行されました。



基礎調査の実施

都道府県が、土砂災害により被害を受けるおそれのある場所の地形や地質、土地の利用状況などを調査します。

都道府県知事は、市町村長の意見を聞いた上で区域を指定します。

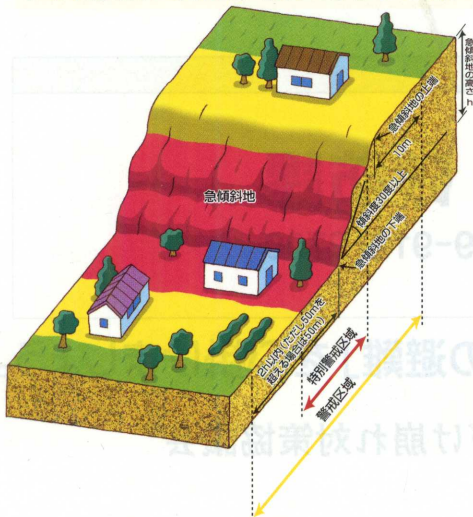
土砂災害警戒区域の指定 〈土砂災害のおそれがある区域〉

土砂災害特別警戒区域 〈建物が破壊され、住民に大きな被害が生じるおそれがある区域〉

こんな場所が
区域指定の
対象となります。

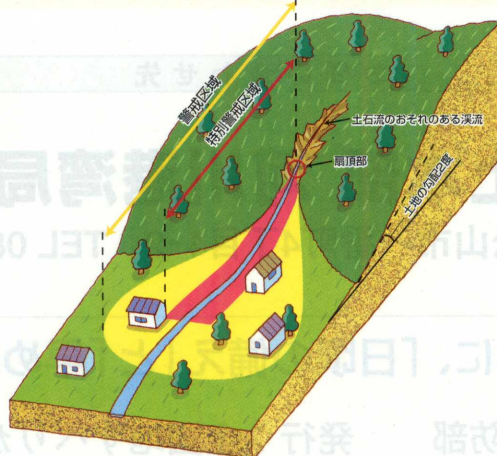
がけ崩れ

雨や雪どけ水、地震などの影響によって、急激に斜面が崩れ落ちる現象



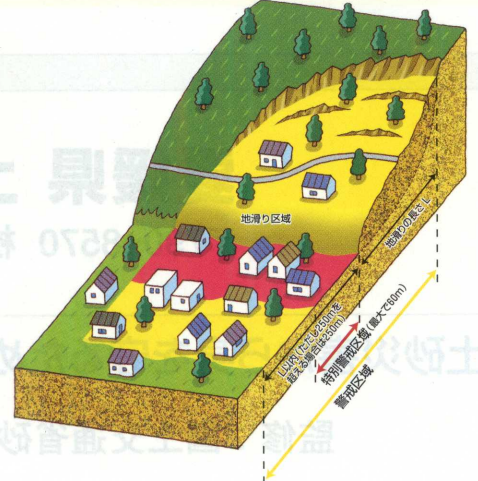
土石流

山や川の石や土砂が、大雨などにより水と一緒に激しく流れ下る現象



地滑り

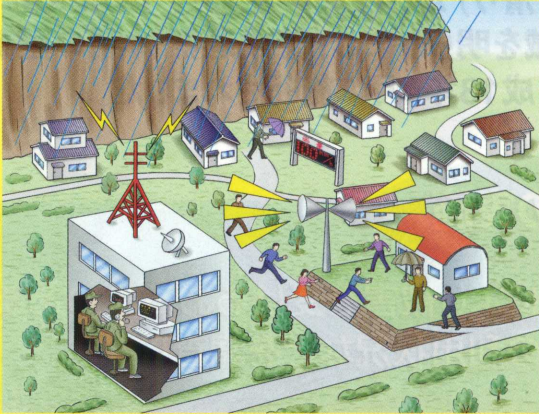
雨や雪どけ水が地下にしみこみ、断続的に斜面が滑り出す現象



「土砂災害防止法」で区域に指定されると…

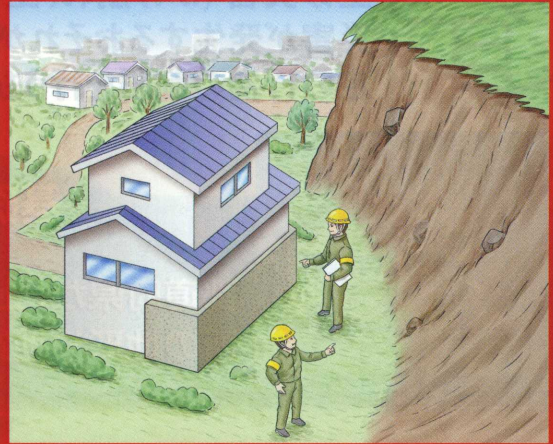


警戒区域では



警戒避難体制の整備

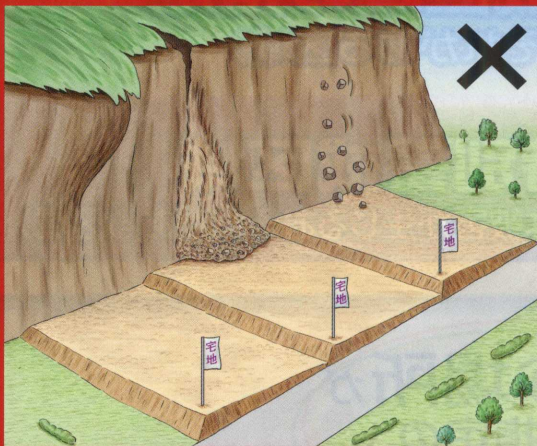
土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備が図られます。【市町村】



建築物の構造規制

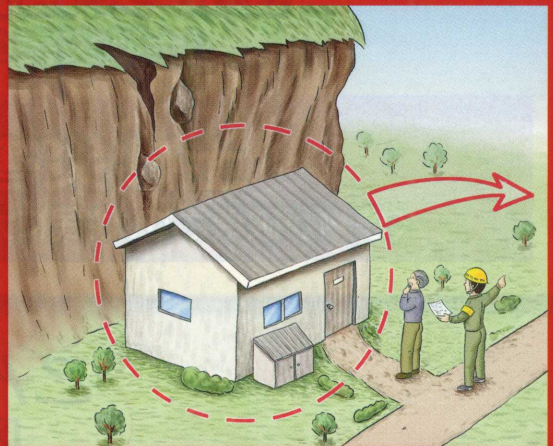
居室を有する建築物は、作用すると想定される衝撃に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認がされます。

特別警戒区域ではさらに



特定の開発行為に対する許可制

住宅宅地分譲や災害弱者関連施設の建築のための開発行為は、基準に従ったものによって許可されます。【都道府県】



建築物の移転

著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告が図られます。【都道府県】

お問い合わせ先

愛媛県 土木部 河川港湾局 砂防課

〒790-8570 松山市一番町4丁目4-2 TEL 089-912-2700

土砂災害から身を守るために、「日頃の備え」と「早めの避難」を心掛けましょう。

監修：国土交通省砂防部

発行：全国地すべりがけ崩れ対策協議会